

日 薬 情 発 第 169 号
令 和 7 年 1 月 15 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 川 上 純 一

医薬品副作用被害救済制度の普及啓発について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）が実施する医薬品副作用被害救済制度については、令和6年9月11日付日薬情発第96号にてお知らせしたとおり、薬と健康の週間に集中広報を展開するなど、制度周知に係る取り組みがなされているところです。

本救済制度は、医薬品が適正に使用されたにもかかわらず副作用が生じ、入院治療が必要な程度健康被害を受けた方を救済することを目的としたものです。しかしながら、PMDAの令和5年度調査によると一般国民における本救済制度の認知率は32.8%であり、医薬品の副作用による健康被害を受けながらも制度の存在を知らないために請求に至らないことが推察されます。医師・薬剤師等の医療関係者は、制度への正しい理解を深め、制度利用への橋渡しとなることが求められています。

PMDA救済制度相談窓口では、救済制度の案内リーフレット、制度解説小冊子やポスターなどの広報資材を無償提供しているほか、制度の仕組みや請求時の必要書類、給付の対象・対象外とされた請求事例等を紹介したeラーニング講座も設けており、患者から相談を受けた際に活用できる内容となっております。

つきましては、本制度の確実な利用につなげるため、薬局等でのリーフレットの活用等含め、救済制度の理解促進に向けた取り組みにご高配賜りたく、改めて貴会会員にご周知いただきますようお願い申し上げます。

○PMDA「医薬品副作用被害救済制度」特設サイト

https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/



○救済制度相談窓口

PMDA では、救済制度の広報や制度案内の資料を無償で提供しています。

ご利用されたい方は、下記照会先までご連絡ください。

電話 0120-149-931

受付時間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時から午後5時

E-Mail kyufu@pmda.go.jp

○医薬品副作用被害救済制度の紹介資料

<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0063.html>

○医薬品副作用被害救済制度 e ラーニング講座

<https://pmda.nd-inc.co.jp/>

○医薬品副作用被害救済制度等に関する講演（出前講座）

<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0051.html>

あなたの薬の、もしものお話。



知っておこう！
伝えよう！

医薬品副作用被害 救済制度

お薬は正しく使っていても、
副作用が起きることがあります。
もしも副作用で重い健康被害が生じた場合に、
医療費や年金などの給付が受けられる公的な制度です。

救済制度についての詳細は、PMDAにご相談ください。

救済制度
相談窓口

0120-149-931

※電話番号をよくお確かめのうえ、おかけください。
受付時間：午前9:00～午後5:00/月～金（祝日・年末年始をのぞく）Eメール：kyufu@pmda.go.jp

詳しくは、
副作用救済
または、
PMDAで検索

QRから検索！



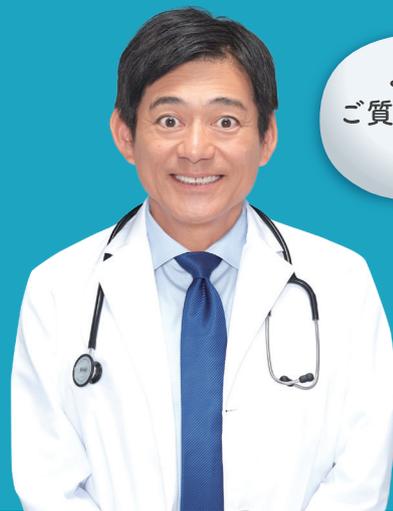
ドクトルQ



pmda
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency

医薬品 副作用被害 救済制度とは？

よくある
ご質問にお答え
します。



病院・診療所で出されたお薬、薬局等で買ったお薬を正しく使ったのに、
重い副作用が生じ、入院したりその後に障害が残ったりした場合に、
医療費や年金などが給付される公的制度です。

※昭和55年5月1日以降に使用した医薬品が原因となって発生した副作用による健康被害が対象になります。

Q 請求はどのように
すればよいですか？

A 給付の請求は、**健康被害を受けたご本人**
または**そのご遺族が、直接PMDA**対し
て行います。その際に、**医師の診断書な**
どが**必要**となります。まずは、電話やメー
ルでご相談ください。

Q 給付の支給決定はどのように
して決まるのですか？

A 提出いただきました書類をもとに、厚生労
働省が設置した外部有識者で構成される**薬**
事審議会における審議を経て、**支給の可否**
が**決定**されます。支給の可否については、
PMDAからご連絡いたします。



Q 給付にはどのような種類がありますか？

給付には7種類あります。

- A**
- 入院治療を必要とする程度の健康被害で医療を受けた場合 ①医療費 ②医療手当
 - 日常生活が著しく制限される程度の障害がある場合 ③障害年金 ④障害児養育年金
 - 死亡した場合 ⑤遺族年金 ⑥遺族一時金 ⑦葬祭料

給付額は種類ごとに定められております。なお、③および④を除いて請求期限
がございますので、ご注意ください。

Q 救済の対象にならない場合がありますか？

下記の場合は救済の対象になりません。

- A**
- ① 医薬品等の副作用のうち入院治療を要する程度ではなかった場合などや請求期限が
過ぎてしまっている場合、医薬品の使用目的・方法が適正と認められない場合
 - ② 対象除外医薬品による健康被害の場合
 - ③ 法定予防接種を受けたことによるものである場合
 - ④ 医薬品の製造販売業者などに損害賠償の責任が明らかな場合
 - ⑤ 救命のためやむを得ず通常の使用量を超えて医薬品を使用したことによる健康被害
で、その発生があらかじめ認識されていたなどの場合



医療関係者の皆さまへ

医薬品副作用被害救済制度

eラーニングで 学びませんか？

PMDAでは、医薬品副作用被害救済制度の周知向上を図るために医療機関や自治体などに向けて、医薬品副作用被害救済制度等に関する出前講座を行っております。講座で使用しているスライドを用いたeラーニング講座で制度を学びませんか？このeラーニングはパソコンはもちろん、スマートフォンやタブレットで時間・場所を問わず利用することができます。



ドクトルQ



2023年
10月17日より
eラーニング講座が
リニューアルされました！

Point 1 講座の受講料は不要

医薬品副作用被害救済制度特設サイトに常時掲載。どなたでも何度でも利用が可能です。

Point 2 研修や講義でも利用可能！

医療機関・医師会・薬剤師会・行政機関等の研修や大学等での講義で利用可能です。

事前にご要望があれば、視聴後のアンケート機能を用いて受講者数や受講者リストを主催者にご提供することも可能です。



独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency

医薬品副作用被害救済制度

eラーニング講座の受講方法



1

PMDAのトップページから
【医薬品副作用被害救済制度】
特設サイトのバナーをクリック。



2



【医療関係者の皆さま】トップの
【eラーニング講座】ボタンをクリック

3



【eラーニング講座】のトップページへ。



【医療関係者の皆さま】ボタンをクリック

【問い合わせ先】 医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部 企画管理課

■ eラーニング講座に関する問い合わせ

電話番号：03-3506-9460 Eメール：kyufu@pmda.go.jp

■ 医薬品副作用被害救済制度相談窓口

 **0120-149-931** 受付時間：(月～金) 9時～17時 (祝日、年末年始を除く)

Eメール：kyufu@pmda.go.jp

■ eラーニング講座の詳細は PMDA ホームページ特設サイトをご覧ください。

https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/general06.html



医薬品副作用被害救済制度 のご説明、

副作用等報告制度 のご説明に、PMDAより

講師派遣

いたします（出前講座）

全国
どこでも！

休日・夜間
でも！



講師の派遣については、対面形式での講義のほか、WebexやZoom等によるオンライン講義・録画講義など、研修等の様々な開催方法に応じた対応が可能です。

また、交通費、謝礼金等は一切いただいておりません。

医療機関、医師会、薬剤師会、行政機関などでの研修に、ぜひお役立てください。

連絡先

健康被害救済部企画管理課

◆出前講座に関する連絡先

電話番号：03-3506-9460

Eメール：kyufu@pmda.go.jp

◆救済制度相談窓口

電話番号：0120-149-931（フリーダイヤル）

受付時間：（月～金）9時～17時（祝日、年末年始を除く）

Eメール：kyufu@pmda.go.jp



救済制度及び出前講座の詳細は
PMDAホームページをご覧ください。

<https://www.pmda.go.jp>

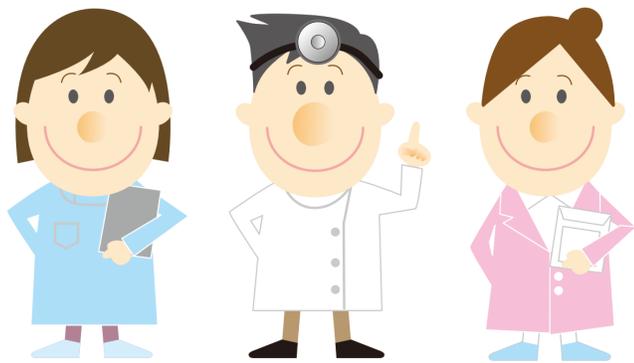
PMDA 出前講座

検索

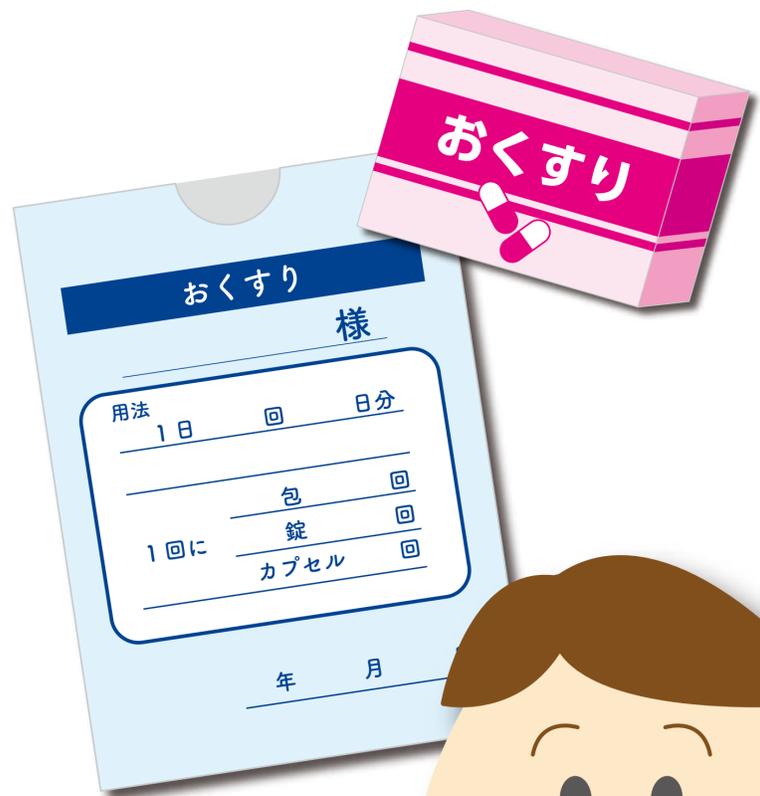


医薬品 副作用被害 救済制度

お薬を使うときに思い出ししてください。



いざという
時のために



暮らしに
欠かせない
お薬だから。



お薬は正しく使っていても、副作用の起る可能性があります。万一、入院治療が必要になるほどの健康被害がおきたとき、医療費や年金などの給付をおこなう公的な制度があります。いざという時のために、暮らしに欠かせないお薬だからあなたもぜひ知っておいてください。



独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

ドクトルQ



救済制度
相談窓口

◎救済制度についての詳細は、PMDAにご相談ください。

☎ 0120-149-931

電話番号をよくお確かめのうえ、おかけください。
受付時間：午前9：00～午後5：00/月～金（祝日・年末年始をのぞく）
Eメール：kyufu@pmda.go.jp

詳しくは **副作用 救済** または

PMDA

で **検索**

